

令和2年度 前回(第2回)春日井市障がい者施策推進協議会 主な意見と対応

大分類	中分類	小分類	意見・質問	回答	中間案 頁 (10月)	中間案 頁 (9月)
第1章	5計画の期間	—	計画の期間の表 西暦が上の方が見やすい。	ご意見のとおり、修正しました。	9頁	9頁
第2章	1人口の推移と推計 他	—	市総人口が横ばいで推移するのに対し、障がい児者数は増加し続けており、支援者の確保が困難である。 (1)地域の見守り活動の推進をもっと拡大・強化できないものだろうか。 (2)横断的な支援として、障がい福祉課が窓口となり、社協と連携して総合案内的役割を担うのはどうか。	(1)高齢者総合福祉計画に記載されている「地域見守り活動」は、対象者を限定したものではありません。また、障がい福祉計画の「9防災・防犯」「③見守り活動の充実」「ア 見守り活動の体制強化」においても記載しています。 (2)どのように連携していくかについて、関係各課で協議を続けております。	11頁	11頁
第2章	3障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価	—	実績数値には表れない部分を、相談支援センター、特定相談支援事業所の日頃の相談から見え隠れしているものを、地域自立支援協議会でしっかりと状況を把握、分析し、量ではなく「質」に重点を置きながら様々な取り組み、話し合いができるとうい。	ご指摘のとおりと考えます。	19頁	19頁
第3章	2基本的視点	基本的視点3	「各分野が横断的に連携することで、総合的に施策を展開します」を「各分野が横断的に連携し、総合的窓口を通して施策を展開します」にしてほしい。	国の障害者基本計画11頁において、「総合的かつ横断的に対応」と記載されていますが、「総合的窓口を通して」対応することを意味するものではありません。 したがって、現状のままとさせていただきます。	36頁	34頁
第3章	3重点目標	(1)地域における生活支援の充実	相談支援専門員の増員と併せて相談支援事業所を増やす取り組みを行う必要がある。	ご意見を踏まえ、「指定特定相談支援事業所及び指定障がい児相談支援事業所の増設」を追加しました。	39頁	37頁
第3章	3重点目標	(2)障がい児支援の充実	第4次計画に記載のあった「サポートブックの活用の推進」を削除したのは何故か。	他の項目を強化するにあたって削除しておりました。引き続き活用の推進は必要であると考えますので、ご意見等を踏まえ、再度記載しました。	39頁	37頁
第4章	1生活支援	現状と課題	第4次計画に記載のあった、計画相談支援、及び障がい児相談支援の利用状況におけるアンケート調査結果の記載が削除されたのは、ある程度達成されたためか。	お見込みのとおりです。	43頁	41頁
第4章	1生活支援	現状と課題、成果目標	現状と課題では支援センターを「知っている」が半数以下と記載があるが、成果目標「支援センターを知っている人の割合」の実績値は、50%以上ある。どちらが正しいか。	現状と課題では「知っている」のみ、成果目標では「知っている」「聞いたことはあるが、よくわからない」の合計の割合をそれぞれ割り戻して記載しているため差異が生じています。 ご意見を踏まえ、積算を「知っている」のみに統一し、成果目標の令和元年度実績を25.5%に修正しました。	43頁	41頁

大分類	中分類	小分類	意見・質問	回答	中間案 頁 (10月)	中間案 頁 (9月)
第4章	1生活支援	成果目標	①施設入所者数及び②地域移行者数のR05目標値はどのように算定するのか。	令和元年度実績値をもとに、国の基本指針に基づき算出します。 ①については1.6%以上削減し、②については施設入所者数の6%以上に積み残しを加えるべきとされていますが、現状として入所者は増加し待機者も一定数存在しています。 成果目標が現実的な数字でなくなるような場合は、計画に理由を記載した上で地域の実情に応じた目標設定をするよう、県より指示を受けています。	44頁	42頁
第4章	1生活支援	具体的施策 ②キ	「パンフレットを用いて医療機関等への周知を図ります。」を追加してほしい。	ご意見を踏まえ、「医療機関等へ周知します。」を追加しました。	46頁	44頁
第4章	1生活支援	具体的施策 ③キ	一人暮らし体験ができる場合は、「宿泊体験用のグループホーム」のことか。アパートでの一人暮らし体験はあるか。	グループホームのことです。アパートでの一人暮らし体験の場については検討中です。	47頁	45頁
第4章	2障がい児の支援	具体的施策 ①ウ	「障がい者の基幹相談支援センターと高齢の基幹型地域包括支援センターが共同で(略)」を、「基幹相談支援センターと児童発達支援センターが共同で(略)」に修正してほしい。	「複合的なケアや制度の狭間に置かれている人の支援」を行う上で、他分野のことを学び支援に活かしてもらいたいという観点から、現状のままとさせていただきます。	51頁	49頁
第4章	2障がい児の支援	具体的施策 ④ア	「福祉教育推進校を要請し、支援していきます。」を追加してほしい。	次のとおり確認しました。 ・社会福祉協議会において、現在「福祉教育推進校」の指定(要請)はしておらず、今後も予定はありません。毎年、協議会から各学校に「福祉体験学習」の依頼をして実施しています。 ・「福祉体験学習」は各学校判断であり、教育委員会において「福祉教育推進校」の指定を受けることは考えていません。	53頁	51頁
第4章	2障がい児の支援	具体的施策 ④イ	「小中学校と特別支援学校の交流を行います。」の冒頭に「差別感のわかぬように細心の配慮を持って」を追加してほしい。	全体的なバランスを踏まえ、現状のままとさせていただきます。もちろん、教育現場においてそのような配慮は行っています。	53頁	51頁
第4章	3保健・医療	具体的施策 ④ア	感染症予防に関する情報について、障がいのある人や家族にも周知してほしい。	次のとおり修正しました。 「感染症予防に関する情報を、障がいのある人、その家族、及び福祉サービス事業者へ周知、啓発します。」	57頁	55頁
第4章	3保健・医療	具体的施策 ④ア	取り組みは情報発信のみであるように感じる。感染或いは濃厚接触となった場合など、不安への対策が欲しい。	高齢者など他の福祉分野とも関連があるので、他市の取り組みも参考にしながら検討していきます。	57頁	55頁
第4章	7生活環境	具体的施策 ①イ	「拠点となる駅やその周辺を障がいのある人に配慮して整備します」、(9防災・防犯)の中にはおむつ替えができる大人用ベッドやスペースは入っているか。	次のとおり確認しました。 ・要望に応じて今後検討します(市役所庁舎)。 ・担当部署に要望を伝えました(駅)。 ・スペースについては必要に応じて配慮します。 なお、福祉避難所にはサマーベッドが配備されています(避難所)。	67頁	65頁

大分類	中分類	小分類	意見・質問	回答	中間案 頁 (10月)	中間案 頁 (9月)
第4章	7生活環境	具体的施策 ①ウ	「黄色のバス」が定着しているが、車両の点検などで路線バスと同色のバスが走ることがある。障がい者は応用力が弱いので色が違うと乗らないことがある。代行車両に障がい者にもわかる印などをつけることはできないか。	次のとおり確認しました。 ・現在、代替車両で運行する場合は「はあとふるライナー」の文字が入った黄色のステッカーを乗降口と車両前面に貼るとともに、運転手も「はあとふるライナーです」とアナウンスし周知に努めています。	67頁	65頁
第4章	9防災・防犯	現状と課題	現状と課題において津久井やまゆり園の事件が触れられている。この事件は動機が衝撃的で、差別意識、障がい者の権利等々多くの事柄が含まれるが、それを単に防犯というところに出されて面食らっている。消費者被害、性犯罪などには具体的事案の記載がないこともあり、下4行目からの「また、2016年(平成28年)7月に発生した～(略)～施設の安全確保を図ることも求められています。」は不要ではないかと考える。	ご意見を踏まえ、該当部分を削除しました。	70頁	68頁
第4章	9防災・防犯	具体的施策 ①カ	障がいのある人が(遠方等の理由で福祉避難所に行けず)指定避難所を利用する場合、教室を利用できるようにしてほしい。	次のとおり確認しました。 ・避難生活が長期に渡る場合などは、学校管理者との調整し、避難者が出来るだけ快適に過ごせるよう教室の利用も含めて配慮します。しかし、必ずしも可能となるわけではありません。	72頁	70頁
第4章	10差別の解消及び権利擁護の推進	現状と課題	認知度が「前回(平成28年度調査)とほとんど変わっていないため「引き続き周知・啓発することが求められています」とあるが、認知度向上のため今後取り組む工夫を記載してほしい。	ご意見を踏まえ、「引き続き周知・啓発することが求められています」を「わかりやすいチラシを作成する等、積極的な周知・啓発が必要です」に修正しました。	73頁	71頁
第4章	10差別の解消及び権利擁護の推進	成果目標	ボランティア充実の観点から、ボランティア団体数の目標値を新規設定する等、具体的な記載を追加してほしい。	各団体ごとに規模や形態等が異なるため、数による目標設定は困難であると考えます。	74頁	72頁
第4章	10差別の解消及び権利擁護の推進	具体的施策 ②ア	「一時保護する居室」は、家族がコロナウイルスに感染し、障がい者が一人残された場合にも対応可能か。	現在、そのような使用は想定しておりません。高齢者など他の福祉分野とも関連があるので、他市の取り組みも参考にしながら、取り組み内容を検討していきます。	74頁	72頁
第4章	10差別の解消及び権利擁護の推進	具体的施策 ②イ	第4次計画で記載のあった「意思決定支援の推進」が削除されているのは何故か。	削除ではなく、「1 生活支援」に移動したものです。	74頁	72頁
第4章	10差別の解消及び権利擁護の推進	具体的施策 ④ア	「障がいのある人、高齢者、成年後見など各分野の相談業務を(略)」を、「障がいのある人、高齢者及び成年後見の相談業務を(略)」に修正してほしい。	ご意見のとおり、修正しました。	75頁	73頁
第4章	10差別の解消及び権利擁護の推進	具体的施策 ④ア	「障がい者団体の作品展」を障がい者の作品展とするのはどうか。現在色々な事業所が参加している。	個人と団体でそれぞれの作品展の開催を検討しております。「障がい者団体の作品展」を「障がい者団体や事業所の作品展」に修正しました。	75頁	73頁
第4章	10差別の解消及び権利擁護の推進	具体的施策 ④イ	「当事者団体等の活動を支援します」とあるが、具体的にどのような支援を行っているのか。	障がい者の居場所・交流の場づくり事業における補助金交付のほか、活動にあたっての相談、協力を行っております。	75頁	73頁
第4章	10差別の解消及び権利擁護の推進	具体的施策 ④イ	「家事等を行う、にこにこヘルプサービスを実施します」について、削除又は「支援します」に修正してほしい。	ご意見を踏まえ、削除しました。	75頁	73頁